

生徒指導規程

(校番 23) 呉市立昭和中央小学校

第1章 総則

《目的》

第1条 この規程は、呉市立昭和中央小学校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

《登下校等》

第2条 登下校は安全を第一とする。

- (1) 午前7時30分から午前8時10分までの間に登校し、8時15分には席に着いておく。
(午前7時40分から午前8時00分までの間の登校が望ましい。)
- (2) 夏時間(4月～10月)は午後5時までに帰宅する。冬時間(11月～3月)は午後4時30分までに帰宅する。
(※ 特別日程の場合は、午後3時完全下校とする。)
- (3) 登下校は、決められた通学路を通る。
- (4) 欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。
- (5) 欠席連絡がない場合は、家庭に連絡し、所在を確認する。所在が確認できない場合は、家庭訪問等を行う。場合によっては捜索、または警察等の関係機関と連携をとる。(担任・教頭等)
- (6) 登下校は原則ランドセルを使用する。

《服装》

第3条 学校内外において、学習活動に適した服装を原則とする。時、場所、場合に応じた服装等ができるようにする。

- (1) 名札は左胸に付ける。
- (2) 清潔で勉強や運動に適したものを着用する。
 - ・華美な装飾のある服装、ひも等の装飾が引っかかりやすい危険性のある服装は、着用しない。
 - ・冬季のマフラー、手袋、ネックウォーマー、レッグウォーマー等は校内では使用しない。(登下校のとき、教室内で着脱してもよい。)
 - ・フードは視野を狭め事故の危険性があるので、登下校・校内では被って使用しない。
 - ・防寒としてカイロは使用してもよいが、外に出して投げて遊ぶなどの防寒以外の使用はしない。
 - ・体操服は、白長袖シャツ・半袖シャツ、ハーフパンツ、赤白帽、ジャージとする。
 - ・登下校は運動靴とし、体育授業に使用できる機能性のあるものとする。靴底の厚い物やハイカットは使用しない。
- (3) 学校の指定のジャージは次の場合に使用する。
 - ・体育の授業(防寒用) ・遠足 ・校外学習 ・大掃除 ・野外活動等の行事 ・担任から指示のあった場合

《髪型》

第4条 頭髪は常に清潔にし、学習や運動の妨げにならない髪型とする。

- (1) 体育等の運動をする際、目が隠れたり、肩に掛かる長い髪が引っかかりやすいような運動の妨げになる場合は、安全を考えゴム、ピンなどで結ぶ。
- (2) 成長段階の子供の毛髪や頭皮に悪影響が考えられる染色・脱色・パーマなどの髪型はしない。

《持ち物》

第5条 学習に不要な物の持ち込みを禁止する。持ち込みがあった場合、学校で預かり、保護者へ返却する。

- (1) 持ってきてはいけないもの
 - ・菓子類 ・携帯電話 ・マンガ類 ・刃物等危険物 ・化粧品類 ・ゲーム機 ・トランプ、カードなどの遊具類
 - ・必要以上の文具類 ・たばこ など
 - ・ランドセルや筆箱にはキーホルダーなどの装飾品はつけない。(防犯ブザーはよい。)
- (2) 携帯電話は校内に持ち込まない。
 - ・やむを得ない理由がある場合は学校に申し出て、許可を得る。
 - ・許可を得た場合、登校すると同時に職員室に預け、下校時に受け取る。
- (3) 学習に関する持ち物は、学年の発達段階や学習内容に合わせ、教務部、学年部が示すきまりに則る。

第3章 校外での生活に関すること

《外出》

第6条 校外での生活については次のことを指導する。外出の際は、安全に留意して行動する。

- (1) 行き先・目的・一緒にいく人・帰宅時刻を家の人に伝える。
- (2) 校区外は保護者同伴とする。(高学年の場合、昭和市场センターの図書館を使用する際は、この限りではない)
- (3) 飲食店、ゲームセンター、大型スーパー、お店等へ行く場合は保護者同伴とする。
- (4) 危険な場所、私有地、公共施設内には入らない。
 - ・駐車場 ・空き家や田畑等に立ち入らない。 ・川や海、山へは子どもだけで絶対に行かない。
 - ・公園で遊ぶ場合は、ルールを守る。(使用が禁止されている公園では、ボール遊びはしない)
- (7) エアガン・ナイフ・レーザーポイント等の有害玩具を購入しない。また使用しない。
- (8) 道路を横断するときは、青信号でも左右をよく確かめて渡る。
- (9) 自転車については、保護者の責任のもとで乗るようにする。グラウンド内では、自転車を乗り回さない。

第4章 生徒指導規程に対する違反、特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に立ち、校内及び校外で問題行動を起こした場合、しっかり反省を促し、よりよい学校生活が送れるように指導をする。

《規程違反への指導》

第7条 生徒指導規程に違反した児童に対しては、次のように対処する。

- (1) 違反があった場合は、児童本人を指導する。改善されない場合は、学校での指導の旨を知らせ、保護者に協力を求める。
- (2) 欠席が3日以上続く場合は、家庭訪問を行う。(出席停止は含まない。)

《問題行動への特別な指導》

第8条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合、特別な指導を行う。状況に応じて、1日～3日を目安に別室指導を行い、保護者と連携をとる。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ・万引き ・威圧、強要行為 ・建造物への不法侵入 ・器物損壊 ・飲酒、喫煙 ・法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
 - ・いじめに関係している場合 ・暴力行為 ・不要物の持ち込み ・指導に従わないなどの指導無視、暴言
 - ・授業妨害など、授業態度に問題がある場合 ・服装規程違反など指導しても違反を繰り返す場合
 - ・その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為(特別な指導)

第9条 特別な指導では、説諭、反省文を書かせるなど発達段階に応じた反省指導を行う。

- (1) 特別な指導は、原則別室(ミーティングルーム等)において、必ず複数の教員で行い、時系列での記録をとる。
- (2) 特別な指導では、児童への反省指導をふまえて保護者との面談を行う。この場合、必要に応じて生徒指導主事、管理職も指導に入る。
- (3) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取組を行う。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為を繰り返す場合、教育委員会、警察、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

《規程の周知》

第10条 児童に対しては、この規程をふまえて別に作成する「昭和中央小学校の約束」を用い、指導の徹底を図る。保護者に対しては、入学説明会、懇談会などで直接説明を行い、ホームページで公開し、周知を図る。また必要に応じて家庭訪問を行う。

付 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改 定 令和5年3月31日に一部改正

改 定 令和6年3月29日に一部改正